

(別紙2)

人権アドバイザー派遣について

研修会での指導助言・講話等で人権アドバイザーの派遣を希望される場合は、下記により申請書のご提出をお願いします。

記

- 1 申請方法 人権アドバイザー派遣申請書（別紙1）に必要事項を記入のうえ、人権文化センターあて提出願います。
- 2 提出期限 派遣日の1か月前まで
- 3 その他
 - (1) 派遣する人権アドバイザーは、講話のテーマ、内容により人権文化センターにて選定します。
 - (2) 人権文化センター所有のDVDやプロジェクター等を利用される場合は、別途予約をお願いします。DVD・プロジェクター等の予約、借り受け、返却は主催者が行ってください。
 - (3) 資料の印刷費等研修会に伴う費用は、主催者でご負担ください。（人権アドバイザーが資料をコピーした場合なども含む。）
 - (4) 講師料等、派遣にかかる費用は当方が別途負担しますので、手土産等を含め、講師に関する費用は一切不要です。
 - (5) 人権アドバイザーのプロフィールについては「加古川市人権アドバイザーの〇〇（氏名）」で統一させていただいています。
 - (6) 人権アドバイザーが車を使用する場合は、駐車場の確保と案内をお願いします。
 - (7) 警報発表や感染症対策等で研修会を中止する場合は、速やかに人権アドバイザー及び人権文化センターまでご連絡ください。
 - (8) 終了後、「人権アドバイザー派遣報告書」を提出してください。
 - (9) 不明なことがあれば下記までおたずねください。

【提出先・問合せ先】

人権文化センター 教育・研修係（担当：玉田）
〒675-0032 加古川市加古川町備後 332-1
Tel:079-451-5029 fax:079-426-0062
E-mail: jinken@city.kakogawa.lg.jp